

身体拘束に関するマニュアル

生活介護支援事業所 りぶら

生活介護事業所りぶらでは、支援において拘束行為を必要とする支援は基本禁止行為と位置づけ各職員が自覚し、利用者の生命の危険と管理者が判断した場合にのみ「3」の項目より手順を踏み可能な限り短時間のみの拘束を行う。
支援者及び家族等が支援中における行為の一部に拘束と捉えられる行為があると指摘があった場合は、真摯に受け取り適切な説明と今後の対応を早急に会議開催と検討を行いご家族へ報告、謝罪する体制をつくる。

1 身体拘束の弊害

身体拘束の弊害は、身体的、精神的、社会的なものがある。さらに拘束することで精神状態の悪化が進み、ますます身体拘束をしなければならなくなり、一時的な拘束が常時の拘束するようになるといった悪循環が生じやすくなる。

- ① 身体的弊害：関節の拘縮、筋力の低下、食欲の低下、心肺機能の低下、拘束されることによる転落や窒息事故など。
- ② 精神的弊害：利用者の不安、怒り、屈辱、あきらめ、悲しみ、家族の混乱、後悔、罪悪感
- ③ 社会的弊害：通所支援施設に対する社会的な不信や偏見の助長

2 身体拘束の具体的な範囲

- (1) 車イス・バギーへの拘束
- (2) ベッドへの拘束
- (3) イスへの拘束
- (4) 手足を紐で縛る
- (5) 立ち上がりれないような椅子を使う
- (6) 立ち上がりないように椅子にテーブルを取り付ける
- (7) つなぎ服を着せる
- (8) 行動を落ち着かせるため向精神薬を過剰に服用させる
- (9) 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する
- (10) その他、本人の意思に反して行動を制限する

3 身体拘束廃止のための5つの基本

- ① 管理者などの責任者が身体拘束廃止を決意し現場をバックアップする方針を徹底し、施設内で必要に応じ会議を設け、施設全体で取り組むようにする。
- ② みんなで議論し共通の認識をもつ 身体拘束は個々の職員の意識の問題ではあるが、職員間で十分に議論し意識を共有化する。 家族との話し合いの場も設け、身体拘束廃止への理解を得るようにする。
- ③ 身体拘束を必要としない状態の実現を目指す 個々の利用者の状態を把握し身体拘束を必要としない状態を作る。このため問題行動の原因を理解するよう努め、それにあった支援の工夫を検討し実行する。
- ④ 事故の起きないような環境を整備し柔軟な応援態勢を確保する。
転倒、転落、離設を起きないような環境を整備する。手すりを取り付ける、足元に物を置かない。
職員全員で助け合える柔軟な態勢をとり事故の防止に努める。
- ⑤ 代替的な方法を考え、身体拘束する場合は極めて限定的とする 身体拘束をしなければならないような場合も本当に代替の方法がないのかを検討する。漫然と拘束している場合は直ちに拘束を解除する。ケアの方法の改善、環境の整備など創意工夫を重ねる。省令にある「緊急やむをえない場合」の身体拘束は極めて限定的に考える。

4 緊急やむをえない場合の対応

- ① 3つの条件をすべて満たす必要がある
 1. 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能 性が著しく高いこと
 2. 非代替性：生命または身体が危険にさらされる可能性が見込まれ身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと
 3. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること
- ② やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

身体拘束は職員個人で行わず、施設全体として判断するようにルールを決めておく。また家族に対しての身体拘束の理由、内容を説明し十分な理解を得る。緊急やむを得ない身体拘束としても常時観察し要件に該当しなくなれば直ちに解除する。

1. 組織による決定と個別支援計画への記載

個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要がある。

(会議の出席者)

管理者・サービス管理責任者、虐待防止責任者 等、支援方針について権限を持つ職員

(会議の内容)

- ・該当者のニーズに応じた個別の支援の検討
- ・身体拘束の原因となる状況の分析
- ・身体拘束の解消に向けた取組方針
- ・目標とする解消の時期
- ・個別支援計画への身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由の記載

2. 本人・家族への十分な説明

・本人、家族への十分な説明をし手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要。

3. 必要な事項の記録

・様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録。

③ 身体拘束に関する記録を義務づける

身体拘束を行う場合の理由、方法、期間等について記録しなければならない。

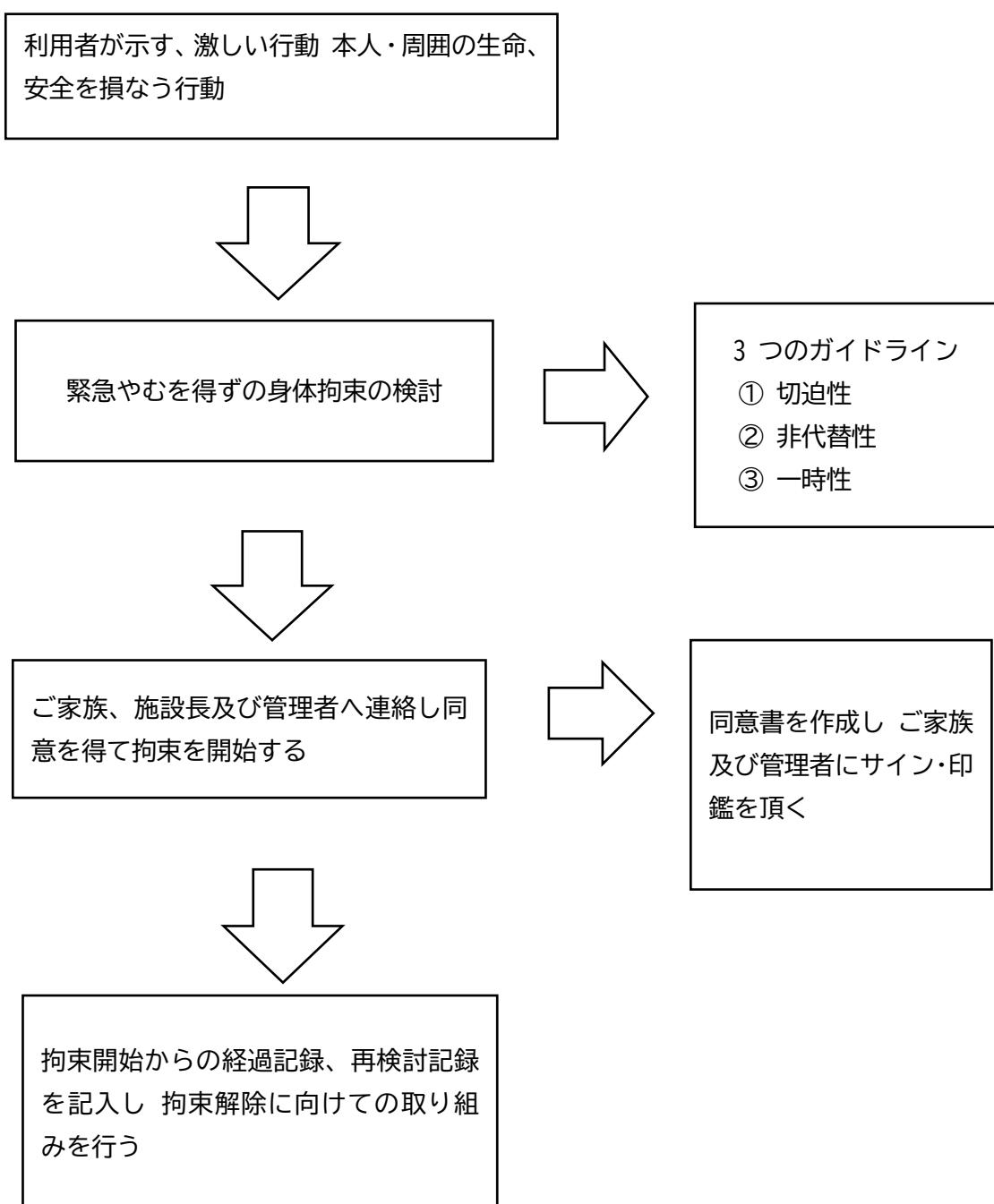
※必要な記録がされていない場合 ・運営基準違反 ・身体拘束廃止未実施減算の対象になる。

④ 必要書類

1. 身体拘束に関する同意書
2. 身体拘束に関する経過観察・再検討記録
3. 個別支援計画への記載

5 身体拘束が必要な場合の手順

※隨時、拘束が必要となる場合には支援計画にも盛り込み、拘束解除に向けて、家族、施設が協力して解除にむけて取り組んでいく



6 身体拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化する。

1 身体的拘束適正化の検討を実施

身体拘束適正化委員会（以下、「委員会」とする）を設置し、身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討する。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含む。委員会は1年に3回以上の虐待防止委員会と同時開催する。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討する。委員会の内容は議事録を作成し全体周知をする。

2 身体拘束適正化委員会の構成員

委員長 大塚麻美

その他、障がい部門・看護部門・介護部門より代表を選出

3 委員会における身体拘束適正化に関する検討項目について

- ① 前回の振り返り
- ② 3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認
- ③ 要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けての検討
- ④ 3要件の該当状況、特に代替案について検討
- ⑤（今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合）本氏に関わる事業所や今家族等との意見調整の進め方を検討

7 身体拘束適正化のための研修

身体拘束適正化のため従業者について、職員採用時のほか、定期的な研修を実施する。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）、を記載した記録を作成する

身体拘束に関する申請書

様

上記氏名者の状態が下記に記した①・②・③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法・時間において最小限の身体拘束を行います。ただし、身体拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うことをお約束いたします。

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援及び介護、看護方法がない場合
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

個別の状況による状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	年 月 日 時から 年 月 日 時まで

上記の通り実施いたします

令和 年 月 日 生活介護事業所りぶら サービス管理責任者
大塚 麻美

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日 氏名： 印

(代理人) 氏名 :

印

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	参加者名	記録者